


桶川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（案）に関する意見等の募集結果

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
1	全般	<p>当該計画では真新しい環境政策やごみ処理政策が見えない。減量化に成功している自治体や海外の例では、分別の徹底と資源ごみのストックヤードの常設など、分別と再資源化に工夫がみられるが、一切ないのはお粗末である。</p> <p>現状のペットボトルの回収は、分別回収が不十分で、その徹底に対する方向性への計画が無い。</p>	<p>市民や事業者と協力して取組んでいける、分別のみならず収集方法の工夫も組み合わせた、桶川市にあった減量化施策について、調査研究してまいります。</p> <p>ペットボトルの回収については、できる限りペットボトルのみをまとめて出させていただくようお願いしておりますが、第3章第4節1の基本方針（1）ごみの分別排出について、分別の重要性を繰り返し市民、事業者へ周知するよう一部計画の内容を変更させていただきました。</p>
2	全般	<p>現在進めている広域処理は、現施設と処理能力はほとんど変わらないにも関わらず、整備費用が施設整備基本計画では、2016年11月に整備費用174億円となっていたものが、2018年3月には244億円にハネ上がっている。整備費が膨大に膨らんでおり、処理コストの削減という基本的考えから逸脱している。このような状況を改善せずに、安易な計画を策定することは市民にとってマイナスである。</p>	<p>埼玉中部資源循環組合の計画に対するご意見と捉え、承ります。</p>
3	全般	<p>計画を定める手続きが法的に準拠していない</p> <p>なぜ本基本計画に「広域化」が既成事実となっているのか。現行計画のなかでは全く位置づけられていないにもかかわらず。</p> <p>こうした計画に、1市民として「これでよし」とはならない。</p>	<p>広域化の推進については、現計画のなかでも明記されています。（第4章5節1）</p> <p>また、現計画に基づく具体的な施策として、市議会において埼玉中部資源循環組合の設立に関する議案を可決いただいて広域</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		<p>環境省の指針には ごみ処理基本計画策定指針 平成28年9月 環境省 第1章 一般廃棄物処理計画</p> <p>1. 一般廃棄物処理計画の概要 市町村は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>とされており、</p> <p>（1）法的根拠 市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。</p> <p>とある。そのうえで、基本計画は、</p> <p>（4）一般廃棄物処理基本計画 この計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について 十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要がある。</p>	<p>化の事業を進めております。</p> <p>今回の計画（案）は平成30年度末をもって桶川市環境センターにある焼却施設の稼働を停止することから、諸条件に大きな変動が生じるものと捉えて見直しを行おうとするものです。</p> <p>そのため、上記以外については、最低限の変更留め、今後、社会情勢の変化を含め、市民の皆さんのご意見をいただきながら中長期的な取組みの方向性を定めてまいりたいと考えております。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		<p>とあり、</p> <p>(6) 一般廃棄物処理計画策定の時期</p> <p>①基本計画 一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。特に、市町村合併を行った市町村にあっては、速やかに計画を策定する必要がある。</p> <p>現行計画策定前にはきちんと市民アンケートを取るなりして、十分とは思わないが、市民の意向調査を行い、ごみ処理行政のコンセンサスを得る努力が伺えるが、今回の計画策定のあり方には、そうした姿勢はなく、計画として後退しているものと言わざるを得ない。</p> <p>そもそも手続き上はもちろん、以下の項目記述そのものが問題と考える。</p> <p>第3節 ごみ処理広域化と課題</p> <p>1 ごみ処理広域化の状況</p> <p>(1) 処理施設での資源回収</p> <p>燃やせるごみの広域処理をするため、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村と埼玉中部資源循環組合を構成し、吉見町内に平成34年度下半期の稼働を目指して新ごみ処理施設の建設をすすめています。</p> <p>(仮称) 埼玉中部資源循環センター施設整備基本設計 (案)</p> <p>○主な内容</p>	

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方																					
	(ページ)																							
		<p>(1) 熱回収施設 228トン/日(114トン/日×2炉) <可燃ごみ(家庭・事業所)等></p> <p>(2) 粗大ごみ処理施設 6トン/日<粗大ごみ(家庭・事業所)></p> <p>(3) 煙突 工場棟一体型、高さ地上約59メートル</p> <p>(4) 排ガスの基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>法基準等</th> <th>自主基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん (g/m³N)</td> <td>0.04</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>硫黄酸化物 (ppm)</td> <td>1,000~2,000程度 (※K値=17.5)</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物 (ppm)</td> <td>180</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>123</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (ng-TEQ/m³N)</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>水銀 (μg/m³N)</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	区分	法基準等	自主基準値	ばいじん (g/m ³ N)	0.04	0.02	硫黄酸化物 (ppm)	1,000~2,000程度 (※K値=17.5)	30	窒素酸化物 (ppm)	180	50	塩化水素 (ppm)	123	30	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1	0.1	水銀 (μg/m ³ N)	30	30	
区分	法基準等	自主基準値																						
ばいじん (g/m ³ N)	0.04	0.02																						
硫黄酸化物 (ppm)	1,000~2,000程度 (※K値=17.5)	30																						
窒素酸化物 (ppm)	180	50																						
塩化水素 (ppm)	123	30																						
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1	0.1																						
水銀 (μg/m ³ N)	30	30																						

番号	項目等 (ページ)	意見等の概要	市の考え方
4	全般	<p>ごみをどう処理するかの中身のないものを「計画」とはいわない</p> <p>第3節ごみ処理広域化と課題 (2) 平成31年度以降のごみ処理の方法 (案)</p>  <p>何ら具体的な中身のない記述。これでは計画としての体をなしていない。</p> <p>私たち市民が出したごみが、どこでどのようにしてどうなるのかがわからなければ、パブコメを取る必要などないではないか。</p> <p>第6節今後の課題 3 効率的なごみ処理体制の整備 ごみ焼却施設の老朽化に伴い、「燃やせるごみ」を主として将来のごみ処理体制の整備が大きな課題となっています。</p> <p>ごみ処理体制の整備にあたっては、環境負荷の低減や、今後の施設整備費、維持管理費等の軽減のためにも、ごみ処理広域化に向けた取組が求められます。</p>	<p>平成31年度以降の燃やせるごみの処理方法については、自前の処理施設以外で都度協議、調整を行った上で処理することとなるため、具体的な中間処理施設を明記することはできません。</p> <p>ごみ収集運搬等に関する記述については、一部を修正いたします。</p> <p>なお、ご意見で「コンサルに委託した」とありますが、今回の計画作成に当たってはコンサルに委託をしておりません。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		<p>また、ごみ収集運搬等におけるごみ処理段階においても、市の実情に合わせ効率的に実施していく必要があります。 上記記述は最早意味がわからない。 コンサルに委託した我々の血税、費用はいくらなのか。そんなムダ使いもやめてもらいたい。</p>	
5	全般	<p>広域処理ゴミ処理新施設は吉見町の計画地には建てられないので、基本計画そのものが成り立たない。 36年前の訴訟における住民との和解があるのに、行政が裁判所の下した和解条項を反故にするなどあってはならない。</p>	<p>埼玉中部資源循環組合の計画に対するご意見と捉え、承ります。</p>
6	全般	<p>広域化すると経費増大！計画見直して！！ 第3章 2 本市の抱える主な課題 (1) ごみの減量化</p> <p>焼却施設の稼働停止後は、自前の処理施設での処理を行わないことから、ごみ処理経費の増大が見込まれるため、ごみの減量化が喫緊の課題となります。</p>	<p>民間の処理施設のごみ処理経費は、一般的に公共の処理施設よりも割高になり、稼働停止後、当面の間、民間の処理施設で一部ごみ処理が行われることに対してのものです。</p>
7	全般	<p>ごみゼロウェイスト計画に政策転換を ごみをたくさん集めて燃やすのはもうやめよう。先進的な取り組みに一步でも踏み出してもらいたい。 何度も意見をしているが、再度添付したい。桶川市の宣言にできたらどれほど素晴らしкаろう。と思う。 以下の通り。徳島県上勝町の例参照。</p>	<p>計画の方向性としては、ごみをたくさん集めて燃やすということではなく、ごみの減量化や循環型社会の形成に向けた取り組み等について記載をさせていただいております。 具体的な施策については、先進自治体の</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		<p>未来の子どもたちにきれいな空気やおいしい水、豊かな大地を継承するため、2020年までに上勝町のごみをゼロにすることを決意し、上勝町ごみゼロ（ゼロ・ウェイスト）を宣言します。</p> <p>1 地球を汚さない人づくりに努めます。 2 ごみの再利用・再資源化を進め、2020年までに焼却・埋め立て処分をなくす最善の努力をします。 3 地球環境をよくするため世界中に多くの仲間をつくります！</p> <p>平成15年9月19日 徳島県勝浦郡上勝町 《前文》</p> <p>上勝町は、平成9年廃棄物処理法の改正を受け、徳島県が策定した循環型廃棄物処理施設広域整備構想に基づき、県の指導のもと平成12年度小松島市と勝名5町村で、東部Iブロックごみ処理広域整備協議会を設立し、最先端の大型（日量100トン以上）ごみ焼却場の建設について、調査研究を継続しておりますが、設置場所や建設規模などにおいてその目処は全く立っていません。</p> <p>今後において小松島市外5町村の広域ごみ焼却施設ができると仮定しても膨大な経費と管理運営費が必要となり、こうした施設の建設は、平成12年度に政府が策定した「循環型社会形成推進基本法」とは逆行するもので、しかも将来のごみの分別資源回収が進むと焼却量が減少し、この焼却施設の管理運営が成り立たなくなる事は明白であります。また、一般廃棄物最</p>	<p>取組みなども参考にさせていただきます。</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		<p>終処分場の建設については平成12年7月上勝町大字福原、通称蔭行に3.36haの用地を確保しましたが、処分場建設には多額の経費と管理を要することから当分の間は建設を見送り、第2期松茂空港拡張工事周辺整備事業の徳島東部臨海最終処分に工事が進められています。この最終処分場は、徳島県と徳島市外16市町村が加入していますが、総事業費139億円、完成後の管理運営は、財団法人徳島県環境整備公社に委託し管理運営費は、県と関係市町村が処分量に応じて負担することになっています。</p> <p>また、東部臨海最終処分場が順調に建設されて運営されたとしても、その使用期限が平成19年度から28年度までの10年間に限られており、それ以降はまた別の新たな最終処分場の建設が必要です。</p> <p>国の政策は、廃棄物の発生抑制を第一とした「循環型社会」の形成を中心とした政策が現在も推進されており、基本法が公布された平成12年度でも、焼却炉や埋立地を中心とした廃棄物処理施設の建設・改修に約6,500億円が費やされており、その内約1,900億円が環境省の国庫補助で補われています。現在進められているごみの高温(800℃以上)焼却、ガス化溶融炉、RDFによるごみ発電等は、世界中の多くの国が地球温暖化防止を定めた「京都議定書」にも反するものであり、早期にこうした方法は改めなければならないと考えています。</p>	

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		<p>焼却炉をはじめとした施設建設、そしてそれらへの依存は、環境汚染・住民不安・自治体の財政圧迫などの深刻な問題を引き起こしております。その高額な施設は、廃棄物の発生を促すものであり、抑制にはつながりません。</p> <p>さらに、現行の国の政策では、莫大な補助金を使う誤った誘導政策によって自治体に過度のごみ処理責任を課すものとなっております。そして、生産者である企業の負担は自治体の負担より少なく、自治体が再利用・再資源化によりごみの減量を推進しようとしても国の補助誘導政策により実施できていないのが実情であり、今後税金による負担は増し、私たちの健康や環境が犠牲になると予想されます。</p> <p>私たちは、地球に残された貴重な資源を無駄にし、環境を汚染するごみ処理施設の建設のような処理対策を求めているのではなく、「製造や消費段階においてごみの発生を予防する政策」や「資源が循環する社会システムの構築」を求めています。そのためには、国が法律で拡大生産者責任を明確にし、製造から販売につながる逆ルートで製造業者が有価回収し、再利用、再資源化を進める仕組みを作る必要があります。それによって技術開発が進むとともに新しい仕組みがつくられ、21世紀の中頃には、日本が世界に貢献できる可能性を秘めております。</p>	

番号	項目等 (ページ)	意見等の概要	市の考え方
		<p>上勝町は、焼却処理を中心とした政策では次代に対応した循環型社会の形成は不可能であると考え、先人が築き上げてきた郷土「上勝町」を21世紀に生きる子孫に引き継ぎ、環境的、財政的なつげを残さない未来への選択をまさに今、決断すべきであると確信いたします。</p> <p>ここに上勝町は、「21世紀持続可能な地域社会」を築くために幅広く上勝町住民、国、徳島県、生産者の協力を強く求め、2010年を目標としたオーストラリアのキャンベラ、カナダのトロント、また2020年を目標としたアメリカのサンフランシスコ、更にはニュージーランドにおける半数以上の自治体のように具体的な長期目標を掲げる「ゼロ・ウェイスト宣言」を採用し、2020年までに焼却・埋め立てに頼らないごみゼロをめざし、本日、別紙のとおり「上勝町ごみゼロ（ゼロ・ウェイスト）宣言」及び「上勝町ごみゼロ（ゼロ・ウェイスト）行動宣言」をいたします。</p> <p>《上勝町ごみゼロ（ゼロ・ウェイスト）行動宣言》</p> <p>1.</p> <p>上勝町は、焼却（ガス化溶融炉、RDF発電等も含む）、埋め立てが健康被害、資源損失、環境破壊、財政圧迫につながるものであることを認識し、焼却処理及び埋め立て処理を2020年までに全廃するよう努めます。その達成を確実なものとするため、上勝町自体がその責任を果たす努力を惜しまないことは</p>	

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		<p>勿論、国、徳島県、生産者にも最大限の努力を求めています。</p> <p>2. 上勝町は、地元で発生するごみの徹底的な発生抑制、分別・回収を指導し、2020年までにごみの発生率を最小にし、回収率を最大にできる上勝町にあった、ごみの発生を抑制するための教育システム、分別回収システムの構築をめざします。</p> <p>3. 上勝町は、国及び徳島県に対し、同様にごみの発生を抑制するために期限付きの高い目標設定を求め、その目標にあった拡大生産者責任の徹底などの法律や条例の改正整備を早急に行うとともに、ごみの発生抑制、分別回収の徹底に役立つ制度の早期確立を求めています。</p> <p>4. 上勝町は、あらゆる製品の生産企業に対し、2020年を目標にその製品の再利用、再資源化などの再処理経費を、商品に内部化して負担する制度の確立を求めます。これは同時に、2020年を目標にごみが発生しない、または分別回収、再利用、再資源化が容易な製品への切り替えを求めるものであります。また、2020年以降も安全かつ環境負荷の少ない方法で再利用、再資源化できない製品を製造する生産者に対しては、環境負荷にかかる経費を考慮し、それ相応の措置をとるよう求めています。</p> <p>5. 上勝町は、日本国内の他の市区町村においても、上勝町と同様</p>	

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		<p>の目標を定め、相互ネットワーク構築による目標達成への協力体制が今後強まることを願い、積極的な情報交換を行っていきます。</p> <p>以上宣言します。</p> <p>平成15年9月19日 徳島県勝浦郡上勝町</p>	
8	全般	現在の中部資源循環組合の広域化での処理には反対します	一つの考え方として頂戴しました。
9	第3章第3節1 事業内容検討の流れ (P. 28)	事業内容検討の流れが「H29.1 施設整備基本計画」から始まっているが、桶川市は、一般廃棄物処理基本計画との整合性を持たないまま、土台の無い計画にしている。検討の流れの最初は、一般廃棄物処理基本計画から始まるべきである。	「H29.1 施設整備基本計画」以前にも取りまとめられ公表された整備構想などもあることから、一部を修正します。
10	第3章第3節2 本市の抱える主な課題について (P. 30)	ゴミの減量化として「焼却施設の稼働停止後は、自前の処理施設での処理を行わないことから、 <u>ごみ処理経費の増大が見込まれるため</u> 、ごみの減量化が喫緊の課題となります。」とあるが、処理経費が増大するという理由を挙げるのは、環境政策としてはお粗末かつ身勝手な論理である。地球温暖化対策や環境基本計画の本旨に則って行うものであり、「他の施設に依存する緊急の場合も含めて、出来るだけ減量化に努め、環境への負	<p>頂いたご意見のとおり、(1) ごみの減量化については、他の施設に依存する緊急の場合も含めて、できるだけ減量化に努め、環境への負荷をかけないことが求められる、と追記いたします。</p> <p>また、(3) ごみの分別の徹底については、他の自治体等へ燃やせるごみの処理を新た</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		<p>荷をかけないことが求められる。」とすべきである。</p> <p>また、「他の自治体等へ燃やせるごみの処理を新たに依頼するにあたり、未分別のままのごみを搬入した場合には、受入れを拒否されてしまう恐れがあります」とは、受け入れ拒否されなければ分別はしっかりやらなくてもよいという発想であり、自治体として情けない。「目標に向けて、より一層の努力をする必要があります。」とすべき。</p>	<p>に依頼することからも、目標に向けて、より一層の努力をする必要があります、と修正いたします。</p>
11	<p>第3章第3節2</p> <p>本市の抱える主な課題（2）燃やせるごみの処理について（P.30）</p>	<p>どこでどうなるの？計画内容きちんと示して！</p> <p>(2) 燃やせるごみの処理</p> <p>昭和39年4月に現在の環境センター内にごみ焼却施設を設置しており、また、現在稼働しているごみ焼却施設にいたっては、昭和52年に建設された築40年を経過した施設となっています。</p> <p>その間、平成14年度からの2か年度にかけ、改修工事を実施しましたが、現状のままでは施設の適正な維持管理と安定したごみ処理が困難であることから、平成31年3月末をもって、本市のごみ焼却施設の稼働を停止いたします。新ごみ処理施設が稼働するまでの間、燃やせるごみについては、他の自治体等の協力をいただきながら、民間施設を含め処理を行う予定です。</p>	<p>平成31年度以降の燃やせるごみの処理方法については、自前の処理施設以外で処理することとなるため、「どこでどうなる」ということは、毎年度の手続きを経なければ、具体的な中間処理施設名をお示しすることができないものです。</p>
12	<p>第3章第3節2</p> <p>本市の抱える主な課題（3）ごみの</p>	<p>そんな恐ろしい計画反対</p> <p>(3) ごみの分別の徹底について</p> <p>他の自治体等へ燃やせるごみの処理を新たに依頼するにあたり、未分別のままのごみを搬入した場合には、受入れを拒否</p>	<p>ごみの分別をしていただくことは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律にもあり、市民の皆様の責務となっておりますが、皆様からのご意見を受け、他の自治体</p>

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
	分別の徹底について (P. 30)	されてしまう恐れがあります。今まで以上に、ごみの適正処理、分別の徹底が必要です。	等へ燃やせるごみの処理を新たに依頼することからも、目標に向けて、より一層の努力をする必要があります、と修正いたします。
13	第3章第3節2 本市の抱える主な課題 (5) 焼却施設の稼働停止に伴う施設の改修について (P. 30)	この費用は計算してるの？そういう概算したうえでの計画にして！ (5) 焼却施設の稼働停止に伴う施設の改修 焼却施設の稼働停止に伴い、他の自治体に直接搬入できない場合には、積替え作業等が新たに必要になることから、処理の実態に応じた形で、現施設の改修を行う必要があります。	緊急時などに備え、一時的に燃やせるごみをストックし、積み替えを行って搬出する体制が現状において整っていないことから、できる限り現施設を生かし、費用もできる限り安価となる改修方法で実施してまいります。
14	第3章第3節2 本市の抱える主な課題 (5) 焼却施設の稼働停止に伴う施設の改修について (P. 30)	より具体的な記述が必要で計画として不十分である。法第6条第2項の④に関する事柄であり、より具体的かつ市民にわかりやすい内容とすべきである。	ご意見を踏まえ、次の通り修正を行います。 安定したごみ処理を行うため、他の自治体等に直接搬入できない場合を想定し、一時的に燃やせるごみをストックした上で、できる限り既存施設を生かしながら、積み替え作業を行って燃やせるごみを搬出できる体制を整えられるよう、施設の改修を行う必要があります。
15	第3章第3節2 本市の抱える主な	きちんと計画したうえで意見を求めるのが筋じゃないか？しかも、解体には有害物質除去など、土壌はもちろん人体にも影響する大問題。跡地利用とか、さらっというが、膨大な作業	ご意見のとおり、解体には膨大な作業と費用がかかり、他の自治体において稼働を停止した焼却施設をすぐに解体できないケ

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
	課題（６）焼却施設の解体（７）跡地利用について (P. 30)	と費用がかかるのでは？ （６）焼却施設の解体 ピットやクレーン等の積替え作業で使用する施設と、煙突やバグフィルター等の積替え作業で使用しない施設それぞれの解体時期について、国の補助金や地方債の活用を検討し、市の財政計画を鑑みて検討する必要があります。 （７）跡地利用について 焼却施設解体後の環境センターの利用については、廃棄物処理に関する諸問題を解決するために活用することを最優先としつつ、全市的に計画を作成する必要があります。 あまりにもお粗末な軽い内容計画。ごみ行政大丈夫か？不安である。	ースがございます。 焼却施設稼働停止後はすみやかに清掃等を実施するとともに、安定したごみ処理を引き続き行うために必要な施設改修を行いながら、できる限り費用負担を抑えられるように解体に向けた取組みを検討してまいります。 跡地利用については、第３章第４節に方針の一部追記をいたしました。
16	第３章第３節２ 本市の抱える主な課題（７）跡地利用について (P. 30)	もっときちんとしたロードマップを示すべきである。ごみ焼却施設は、ダイオキシン対策や他の公害防止策を含め、多大な経費と工事が必要である。これによると、今後１０年間は跡地に手を付けないとなり、廃墟のままゴミ焼却施設が残ることになる。	ご意見にあるような「今後１０年間は跡地に手を付けず、廃墟になる」ことにならないよう、取組んでまいります。 跡地利用については、第３章第４節に方針の一部追記をいたしました。

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
17	第4章2 ごみ総排出量の予測結果について (P. 48)	データの信頼性がない。 中部資源循環組合の「新ごみ処理施設整備基本計画」では、平成34年度のゴミ焼却量が14,850t/年となっているが、市の基本計画では、13,485トン/年となっており、整合性がない。 すべてをチェックしていないが、もっと精査をして信頼性のあるものにすべきである。	埼玉中部資源循環組合の「新ごみ処理施設整備基本計画」におけるごみ処理予測はこれまでの市の計画を根拠としているものです。 今後、埼玉中部資源循環組合の基本設計時には、桶川市の新しいごみ処理予測をもとに、見直しをしていただけるよう、調整を図ってまいります。
18	第4章2 最終処分量について (P. 48)	中部資源循環組合の新ごみ処理施設整備基本計画との整合性が見えない。組合の目標と市の目標を羅列し、同じであることの説明をすべきである。また、最終処分量は多すぎ、他の自治体を学び、ゼロに近づける処理方法を計画にすべきである。	埼玉中部資源循環組合の新ごみ処理施設整備基本計画とは策定の時期が異なるため、一部数値が異なっております。 最終処分量の削減については、引き続き調査研究を進めてまいります。
19	第4章4 目標を達成する場合のごみ量予測について (P. 52)	「新たな施策としては、平成33年度から給食の食品リサイクル、木製粗大バイオマスを平成34年度から広域処理を行うこととする。」とあるが、具体性がない。 木材のチップ化については、基本計画に無いにも関わらず、市が独自に予算化し、特定の業者に委託し、最終処分に責任を持たずに、結果的に破たんしたという経過がある。計画にない事業を実施するには、行政としての順法精神と熟慮を重ねて、制度設計をし、計画変更をした後に実施するべきであり、安易な事業や予算化は厳に慎むべきである。	給食の食品リサイクル及び木製バイオマスについては、民間事業者の協力を得ながら進めている県内自治体の例もあり、具体化に向けた取組みを実施してまいりたいと考えております。 また、家庭ごみや酪農の糞などを対象としたバイオマスについては、民間事業者の動向にも注視し、少しでも燃やせるごみの減量化に取り組めないか情報収集を図って

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		木製バイオマスではなく、家庭ごみや酪農の糞などを対象に、バイオマスの実証実験を行い、実現可能な事業として取り組むことを計画に盛り込むべきである。	まいります。
20	その他	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守した自治体のふさわしい計画となっていない。</p> <p>一般廃棄物処理計画は、法第六条 「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。」とし、第2項で以下5項目を指定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み ② 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 ③ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分 ④ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 ⑤ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項 <p>桶川市は現施設の稼働期間が31年3月で終了するのは以前から承知しており、それ以前に31年4月以降の処理について、計画を立てなければならなかった。また、計画期間が2019年度から2028年度までとなっているが、すでに1昨年からの⑤の処理施設の整備を広域処理する中部資源循環組合での事業が進められており、現計画とは矛盾する状態となってい</p>	一つの考え方として頂戴しました。

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
		<p>る。</p> <p>広域化を進める前に、計画を変更し、市民に説明をし、パブコメを求めるべきなのに、先に市の廃棄物処理の方向転換が先行して、今パブコメを求めるのは、市民騙しである。どんなに意見を言っても、予算投入が既成事実化し、資源循環組合を設立・加入し、組合構成員として事業を進めているのは、行政として最低である。このような方法はパブコメが意味をなさないと証明しているようなものである。</p> <p>加えて、この中部資源循環組合は、現在の中部環境センターの隣接地をごみ処理施設計画地として進めている。計画地については、36年前に地元住民との間に、「この地域には再建設も増設もしない」という裁判の和解があるにも関わらず、強行する人権侵害を起こしている。人権や裁判制度を率先して守るべき地方公共団体として、あるまじき行為である。このような組織に依存・加担した桶川市の一般廃棄物処理基本計画を策定することは、市民として恥ずかしい。</p>	